

## 死刑執行に対する会長談話

本年7月13日、大阪拘置所と広島拘置所において、各1名に対して死刑が執行された。金田勝年法務大臣による2回目の執行であり、第二次安倍内閣以降、11回目、合計19人目の死刑執行となった。極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

確かに、犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。故意に人命を奪う犯罪は決して許されず、被害者遺族が厳罰を望むことは自然な感情である。

しかし、死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しがつかない。いわゆる死刑再審無罪4事件や袴田事件は死刑事件における冤罪の現実的危険性を示した。また、生まれながらの犯罪者はいない。多くは、家庭、経済、教育等の様々な要因から犯罪に至っている。刑罰は犯罪への応報にとどまらず、社会復帰の達成に資するものでなければならない。それが再犯を防ぎ、社会全体の安全に寄与することになる。

当会では、今月8日に死刑に立会う刑務官の苦悩を描いた映画「休暇」の上映会及び元刑務官の講演会を開催し、多数の市民と共に現に日本に存在する死刑制度の実態を学び、その問題点について考えた。来場者のアンケートでは「死刑存続」：21.6%、「死刑廃止」：34.1%、「終身刑があれば死刑を廃止してもよい」：36.4%との回答があった。このようなアンケート結果だけみても、現段階では死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革について、丁寧に議論を深めていくべき状況にあることがわかる。こうした状況において、今、死刑を執行する必要があったのか問われなければならない。

よって、当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を深め、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求めるものである。

2017（平成29）年7月18日

千葉県弁護士会

会長 及川智志